

## 光明第八こども園の概要・きまり

### 1. 運営主体

設置主体	社会福祉法人
運営法人	多摩養育園
所在地	〒192-0055 東京都八王子市八木町 8-11
連絡先	042-623-3388
代表者氏名	足利 正哲

### 2. 施設概要

種 別	幼保連携型認定こども園							
名 称	光明第八こども園							
所 在 地	193 - 0373 東京都八王子市上柚木 3-13-2							
電 話 番 号	042 - 675 - 4811							
FAX 番 号	042 - 675 - 4822							
園 長 名	佐藤敦子							
開設年月日	こども園 令和5年4月1日 保育園 平成8年4月1日							
敷地の面積	2309.28 m <sup>2</sup>							
構 造	鉄筋コンクリート 2階建て							
建物面積	1階 672.63 m <sup>2</sup> 2階 340.38 m <sup>2</sup> その他 510 m <sup>2</sup>							
延べ床面積	1013.01 m <sup>2</sup>							
主な設備	設備	部屋数		備考				
	乳児室・ほふく室	3室		純組：0歳児 輝組：1歳児 花組：一時保育				
	教育・保育室	4室		心組：2歳児 愛組：3歳児 和組：4歳児 道組：5歳児				
	遊戯室	1室						
	調理室	1室						
	医務室	1室						
定 員	128名							
	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	—	—	—	2	2	2	6
	2号	—	—	—	22	22	22	66
	3号	12	22	22	—	—	—	56
合計	12	22	22	24	24	24	128	
入園対象児	0歳から5歳 産休明け(生後57日目を迎えたお子様)から就学前までのお子様							

### 3. 職員体制

職 種	職種内容	員数	
		常勤	非常勤
園 長	園務をつかさどり、所属職員を監督する。	1	0
主 任	園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じ園児の教育・保育をつかさどる。	1	0
副主任	園長及び主任を補佐し、必要に応じ園務の一部を整理するとともに、園児の教育・保育をつかさどる。	1	0
保育教諭	園児の教育及び保育をつかさどる。	12	16
看護師	園児の健康状態を観察し健康管理等の業務を行う。	1	0
栄養士	園児の発達段階に応じた献立を作成するとともに、栄養の指導及び管理をつかさどる。	0	1
調理員	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。	2	2
用務員	園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。 園内環境の整備等を行う。	1	0

※職員数は変動する場合がありますが、市が条例で定める教育・保育の提供に必要な職員数を常に配置しています。

※常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

※ローテーションにより、各職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※11 時間30分開園のために職員はローテーション勤務をしていますので、保護者の皆様と担任が直接お会いできない日もあります。連絡事項などは、コドモンや当番職員へ口頭でお知らせください。

#### 嘱託医

職 種	院名および医師	職種内容	員数	
			常勤	非常勤
内科医	医療法人財団明理会 相原病院 医師 川端信弥	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談指導を行う。	0	1
歯科医	医療法人社団光明歯会 片倉台歯科医院 歯科医 足利正光	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び保護者への相談・指導を行う。	0	1
薬剤師	中山薬局 薬剤師 中山裕司	園児の環境衛生の維持改善に関する指導及び助言を行う。	0	1

#### 4. 開所日、教育・保育時間、休園日

##### 1号園児

開所日	月曜日から金曜日 ※国民の祝日・国民の休日を除く
教育・保育時間	教育のみ 午前8時30分から午後12時30分 教育・保育 午前8時30分から午後4時30分 ※希望者：土曜日一時預かり保育（利用料あり）
休園日	日曜日・国民の祝日・国民の休日 12月29日～1月3日

##### 2号・3号園児

開所日	月曜日から土曜日 ※国民の祝日・国民の休日を除く ※12月29日～1月3日の保育は別途申請が必要
教育・保育時間	短時間 午前8時30分から午後4時30分 標準時間 午前7時30分から午後6時30分 延長保育 午後6時30分から午後7時00分（利用料あり）
休園日	日曜日・国民の祝日・国民の休日

	午前7時30分			午後6時30分		
保育標準時間		11時間（利用可能な時間）			遅延料A	
					延長保育	遅延料B
保育短時間	遅延料A	8時間（利用可能な時間）		遅延料A	遅延料A	遅延料B
教育時間	午後8時30分	午後4時30分	午後7時00分			
	遅延料A	4時間（利用可能な時間）	一時預かり保育	遅延料A	遅延料A	遅延料B
				午後12時30分		

#### 5. 利用料等

##### ①保育料：

対象：1・2・3号園児（対象クラス：0歳児～5歳児）

保育料無料

##### ②預かり（月～金曜日）・一時預かり（土曜日）保育料

対象：1号園児

預かり	午後12時30分～午後4時30分	無料
一時預かり	土曜日（教育時間のみ） 午前8時30分～午後12時30分	1回1,600円
	土曜日（教育・保育時間） 午前8時30分～午後4時30分	1回3,200円

③教育及び保育を行う時間以前、以降に及ぶときの超過保育料

対象：1号園児、2号園児、3号園児

	超過保育料	備考
15分毎	250円	午後7時00分以降
	1,000円	

④延長保育登録児の延長保育料 ※区市町村の規定により免除されるものを除く

対象：標準時間2号園児、3号園児、満1歳児以上

	延長保育料
月額	1,600円

⑤給食費（副食費：副食材料の購入費用）

※区市町村の規定により免除されるものを除く

対象：1号園児

項目	額	対象年齢	備考
給食・おやつ	月4,500円	3～5歳児	教育・保育利用者
給食	月3,500円		教育のみ利用者
おやつ	日(一食)50円		突発利用者

対象：2号園児

項目	額	対象年齢
給食・おやつ	月4,500円	3～5歳児

返金について：病気、その他やむを得ない理由により、開園日（平日の給食提供日）を特定の月内に連続して10日以上欠席する申請が、前月の15日までに書面「長期欠席届」にて提出された場合、一食225円×欠席日数を当月の給食費より精算させていただきます。

⑥行事の実費について

行事によっては、食事代や交通費などの実費をご負担いただくことがあります。あらかじめご了承ください。

6. 支払い方法（給食費、延長保育料、遅延料等）

- ・コドモン（アプリ）にて指定の口座振替サービスにて振替をします。
- ・振替ができなかった場合は、翌月にまとめて振替をします。
- ・3月後半に年長児の遅延料金が発生した場合は、現金での徴収となります。

## 7. 制服について

光明学園では、子どもたちの自立心を育む一つの方法として、幼児組3歳児から5歳児の子どもたちが制服・制帽を着用しています。

		単価（税込）	サイズ
冬用	制服	5,700 円	100 cm (S) ~ 130 cm (LL)
	制帽	4,870 円	52 cm (S) ~ 58 cm (LL)
夏用	制服	2,500 円	100 cm (S) ~ 130 cm (LL)
	制帽	2,590 円	52 cm (S) ~ 58 cm (LL)

※ご不明な点や購入が難しい場合にはご相談ください。

## 8. 利用の開始及び終了に関する事項

①1号園児から本園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じます。

- 利用定員に空きがない場合
- 利用定員を超える利用の申込があった場合

②1号園児について、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定します。

- 兄弟姉妹が在園しているお子様は、優先して入園できます。
- 2号園児及び3号園児から認定変更する場合は前号の次に優先し入園できます。
- その他の者は先着順（面接等）により選考し、入園となります。

③2号園児及び3号園児については、支援法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されます。

④当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該園児の支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結びます。

⑤退園を希望する1号園児は、支給認定保護者が退園届に理由を記して園長に願い出るものとします。退園日は原則として月末日となります。退園を希望する場合は、退園希望月の15日までにこども園へ退園届を提出するものとします（退園手続きが行われず在籍している場合は、その月の利用負担額が発生します）。

⑥当園の利用2号園児及び3号園児が次のいずれかに該当するときは、保育及び教育の提供を終了するものとします。

- 子ども子育て支援法施行規則第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき
- 支給認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき
- 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めるとき

- ⑦保護者がこども園及び職員又は他の利用者及びその家族に対して、重大な背信行為を行った場合、また、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき、利用負担額を3か月以上滞納し納付の意思がないときに、こども園はこの契約を解除します。

## 9. 保育について

### ①慣れ保育

入園よりしばらくの間、園に慣れるために、慣れ保育を行っています。  
期間等については、保護者様の就労実態やお子様の状況により異なりますので、担任にご相談ください。

### ②土曜保育

土曜日はご家庭で過ごすお子様が多くいらっしゃいます。給食の食数やアレルギー一食の把握をするため、別途書式にて保育の有無を確認させていただいております。ご協力の程、よろしくお願い致します。

### ③年未年始保育

12月29日～31日、1月2日、3日（日曜日・国民の祝日・国民の休日を除く）自主事業として行っております。保護者様の就労の実態により利用できますので別途申請書にてお申し込みください。

## 10. 利用に当たっての留意事項

### ①登園・降園

- ・午前9時30分迄に登園してください。9時30分を過ぎる場合は園、又はコドモン（アプリ）にてご連絡ください。
- ・園児の送迎は、保護者様の責任で適確に行い、職員と確認しあった上で受け渡ししてください。送迎者が変わる場合は、保護者様が園に連絡してください。不審者対策により、送迎登録票にて園児の送迎に関わる可能性がある方の名前を登録させていただいております。送迎登録票の内容に変更があった場合は、ただちにご連絡ください。送迎に関する詳細につきましては、別紙「送迎者変更に対する確認方法及びお願い」をご確認ください。
- ・やむを得ず車で送迎する場合、車は所定の駐車場にお停めください。尚、駐車場の使用につきましては、限りがございますので、出入り口等に充分配慮し、速やかに車の移動をお願いします。車を駐車する場合は、必ずエンジンを切り施錠をお願いします。小さいお子様を乗せたままは大変危険です。小さなお子様を車内に残したままでの送迎はおやめください。駐車場・送迎用道路での事故についての責任は一切負えませんのでご了承ください。また、貴重品は必ずお持ちください。
- ・どの様な事が、危険であるかを知らせ、自分から回避できるよう、特に登・降園の途中は歩行や横断の仕方、危険箇所等、お子様の安全のために万全を期すよう

お願いします。

## ②ご家庭への連絡

- ・園よりご家庭への連絡、及びご家庭よりお子様の生活状況（健康その他）等、送迎時にできる限り詳しく連絡を取り合いたいと思います。どのような小さなことでもご遠慮なくお話しください。
- ・0～2歳児はご家庭との連絡にコドモン（アプリ）を使用します。毎日ご確認頂くと共に、お子様をお預けになる際には、必ずご入力ください。
- ・園では個人情報保護法に伴い電話連絡網を作成していません。緊急時の連絡はコドモン（アプリ）を使用し、保護者様にお知らせします。
- ・毎月1回、学園だより「光の子」にて園の保育内容をコドモン（アプリ）、ホームページでお知らせしています。また、併せて「ほけんだより」「きゅうしょくだより」「献立表」も掲載しております。「こうみょうだより」は3か月に1回発行、ご家庭に配布致します。
- ・園からの配布物や掲示、コドモン（アプリ）でのお知らせなど、必ずご確認ください。園外保育、食育活動、行事等の時は、集合時間や持ち物などお知らせします。お子様が困らないように、保護者様のご協力をお願いします。

## 11. 保育書類

### 【保育計画】

保育の計画に基づき、一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえた上で、お子様の生活や発達を見通した、年・期・月など長期的な援助計画を、年齢別に作成します。それに基づき、週・日などの短期的な援助計画を作成し、保育が適切に展開されるようにします。

### 【児童票】

入園時に提出してください。園児の台帳となりますので、大変重要です。変更があった場合には、速やかに変更項目をお知らせください。また、内容の確認のため毎年確認をさせていただきます。

### 【幼保連携型認定こども園園児指導要録】

就学の際、市町村支援のもと、お子様の育ちを支えるための資料として、小学校へ幼保連携型認定こども園園児指導要録を提出させていただきます。

## 12. その他

保育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情  
〈相談・苦情対応〉

① 受付方法：面接・電話・文書等の方法で受け付けます。

苦情相談受付担当者	主任
苦情相談解決責任者	園長
苦情解決第三者委員	近喰委員・田中委員・鯛谷委員・山口委員 海老沢委員・小峰委員・栗田委員

②苦情解決第三者委員による年2回の訪問相談

③ご意見箱の設置

④苦情・要望への回答掲示

〈児童虐待防止について〉

全ての子どもの健全な育成を願い、社会全体で見守ることが必要となっています。たとえ愛情で行われた「しつけ」であっても、結果的に子どもの心身に著しく有害な影響を与えているとすれば、それは「虐待」であるといえます。

「児童虐待の防止等に関する法律」によってこども園などの児童福祉施設の職員には、児童虐待の早期発見に努める義務が規定されております。虐待と思われる事案が発生した場合は、下記へ報告させていただきますので、ご承知おきください。

\*虐待が疑われる時の通報先

八王子市こども家庭総合センター (総合センター)	042-656-8225 (企画庶務担当) 042-648-2157 (ファミリーサポート センター担当)	月～金 9:00～17:00
八王子市こども家庭センター 大横 (地域)	042-625-9200 (母子保健担当) 042-634-8377 (児童福祉担当)	月～土 9:00～17:00
東浅川	042-667-1331 (母子保健担当) 042-661-0072 (児童福祉担当)	
南大沢	042-679-2205 (母子保健担当) 042-678-3100 (児童福祉担当)	
東京都八王子児童相談所	042-624-1141	月～金 9:00～17:00
東京都児童相談センター	03-5937-2330	夜間、土・日・祝日・年末年始

〈事業に関するご案内〉

当園では下記の事業を行っております。

- ・一時保育事業 ・定期利用保育事業・ 子育て広場 地域子育て支援事業
- ・乳児等通園支援事業 子ども誰でも通園制度